

インフルエンザ対応について

日頃は、当校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、インフルエンザの対応について、基礎疾患を有する児童生徒に対する十分な配慮が必要であることを考慮し、以下のとおりとさせていただきます。

今後とも、感染予防にご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

児童生徒が罹患した場合



出席停止

(児童生徒の症状が改善し、完治するまで。)

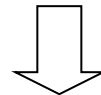
★ (発症した後5日を経過し、かつ、
解熱後2日間)

※出席停止の期間を示す文書の提出は必要ありません。

※登校に際しては、体調について十分に医師とご相談ください。

※発症日を0日として数えます。

同居家族等が罹患した場合
もしくはインフルエンザ様症状と診断
された場合



自宅待機

同居家族等の症状が改善し完治するまで

★ (発症した後5日を経過し、かつ、
解熱後2日間)

※その他の学校感染症についても同様の対応（出席停止期間はそれぞれの疾病によって違います）をお願いします。発熱等の症状がありましたら、必ず診察を受けた上、登校の判断をしてくださるようお願いいたします。

※ご不明な点については学校にお尋ねください。